

高齢者きらめきプラン21-8

— 第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画 —

(案)



福井県勝山市

は じ め に

(市長挨拶)

※答申を受けて市長が書くという流れ。審議会および答申の段階では出さない。

令和3年3月

勝山市長 水上実喜夫

○第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画(案)にかかるパブリック・コメント意見一覧

連番	該当ページ	意見	市の考え方	計画への反映
1	P28,29	<p>勝山市の高齢化率は約40%弱、市全体では約88,00人の高齢者がいる。しかるに、勝山地区の老人会は地区関係なく、その会員数も550名余りとなっています。(現状のままでは、かつての婦人会のごとく、老人会も消滅する)</p> <p>今、市政の中で高齢者の重要な位置づけを再認識して、今回の計画に手の見直しが課題だと思います。そのためには、行政の責任として70歳以上は各老人会への入会を促す。(区の数だけ老人会はあるのですが、ここ数年で6つの老人会が退会している)</p> <p>1. 70歳以上の高齢者は、行政として加入を義務付ける(若狭での実例はある)</p> <p>2. 上記を達成するため、諸規則の見直しを要望します。</p> <p>①市からの補助金(年間45,600円)適用が会員数30名以上のところを20名以上にする。または補助金の値上げ</p> <p>②福祉バス運用の拡大</p> <p>③市政表彰者の対象から外されている</p> <p>④区長会への上記提言</p> <p>参考 今「30名以上の老人会」では年会費がかかりすぎる</p>	<p>1. 老人クラブのスポーツ、社会奉仕等をはじめとした活動が、高齢者の生きがいくりと健康増進に大きく寄与していることから、加入促進について市高齢者連合会と連携を図っていきたいと考えます。</p> <p>2.</p> <p>①国の老人クラブ活動等事業実施要綱に定めがあることから、人数及び補助金の額について、現状のとおりとしたいと考えます。</p> <p>②福祉バスの運用については、適正な利用を保つ観点から、現状のとおりとしたいと考えます。</p> <p>③市表彰条例に、「衛生民生事業に尽しその功労著しきもの」とありますので、活動の功績が顕著なクラブに対しては、市高齢者連合会から意見を聴取し、内申したいと考えます。</p> <p>④老人クラブの活動が、今後より良いものとなるよう、意見を聴取したいと考えますので、市高齢者連合会へご提言くださいますようお願いいたします。</p>	修正なし

		<p>①市高連 14,000 円+450 円×30 名=27,500 円</p> <p>②地区老連 14,000 円</p> <p>以上は補助金をもらう条件となっている</p>		
連番	該当ページ	意見	市の考え方	計画への反映
2	P28,29	<p>各老人会に対する補助金 45,600 円について、補助の対象人員は 30 名以上となっています。しかし、核クラブとも会員の減少が問題となっており、30 名を下回るクラブも出てきています。そのため、補助金の対象となる会員数を 20 名以上にしていきたい。</p> <p>さらに、老人福祉を充実させるためにも、行政や区長も率先して老人会に入るよう運動をして頂きたい。</p> <p>この件は、婦人会が壊滅的になっていることでも分かるように、各種団体の加入促進をしないと、全てがダメになってしまうと思います。</p>	<p>老人クラブのスポーツ、社会奉仕等をはじめとした活動が、高齢者の生きがいづくりと健康増進に大きく寄与していることから、加入促進について市高齢者連合会と連携を図っていきたいと考えます。</p>	修正なし
連番	該当ページ	意見	市の考え方	計画への反映
3	P28,29	<p>老人クラブ助成事業補助金交付申請書の内容制約改正について、勝山市老人会の組織は、会員の人数には制約していませんが、厚生省関係の書類を見ると会員数は 30 人程度が望ましいと制約されています。しかし、勝山市の人口動態では年々減少しているのが一目瞭然であります。市内に住む市民の一人として仲良く意思疎通(親睦)を図りながら「町のよさ・人々の良さ・伝統のある街」等、高齢者の健康づくり</p>	<p>国の老人クラブ活動等事業実施要綱に定めがあることから、人数及び補助金の額について、現状のとおりとしたいと考えます。</p>	修正なし

	<p>を目的とした組織づくりが実態であります。</p> <p>このような組織を維持していくために財政的な支援要請「老人クラブ助成事業補助金交付申請書」を提出していますが、一部の地域では 30 人の枠を維持することが困難となり老人会の組織が廃止の状態に追い込まれる現状です。</p> <p>老人クラブ除籍事業補助金交付申請に「人数制約」を設けるのも理由の一つかも知れませんが、前述したとおり【勝山市の人口】は減少している実態を考慮に入れ【見直しの材料として】補助事業申請基準の会員数を 30 人から 25 ないしは 20 人に改正されるよう要望します。</p>		
--	---	--	--

令和 2 年度 第 2 回地域密着型サービス運営委員会

1. 令和 2 年度地域密着型サービス事業所実地指導について

(1) 実地指導実施状況

① デイサービスよしの (令和 2 年 1 0 月 2 8 日実施)

サービス名：認知症対応型通所介護

② グループホームはなみずき (令和 2 年 1 1 月 2 4 日実施)

サービス名：認知症対応型共同生活

③ 愛の家グループホーム勝山野向 (令和 2 年 1 2 月 2 4 日実施)

サービス名：認知症対応型共同生活介護

(2) 実地指導の概要

実地指導の結果、3 施設合わせて 2 2 件の改善指導をした。その内、2 件に対して文書による改善報告を求めたが、その他については軽微なものとして、改善報告を求めず文書指導（次回実地指導時に改善状況を確認）のみとした。

(3) 個別指導事項の抜粋

【改善報告を求めた事項】

① 預り金の取り扱いについて

- ・預り金の管理費を費用を徴収しているが、預り金規約に「管理費はサービスとさせていただきます」と記載されているものがあつたため、修正すること。また、改訂前の同意書は、改訂後の同意書を利用者と交わすこと。

② 廃棄物の処理について

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 3 条により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。法令に基づき、適正な方法で廃棄物の処理を行うこと。

【改善報告を求めず文書指導のみの事項】

① 利用者との契約書等について

- ・食事代金の変更を行った際、利用者の同意書はあるが、別紙利用料金表が添付されていない。必ず同意書に添付すること。
- ・利用契約書締結日前にサービスの利用を開始しているものや、重要事項説明書の説明年月日が利用者の同意日より後になっているものがあつた。書類の作成にあたっては正確を期すこと。
- ・契約書の理事長印が理事長の私印となっているものがあつたため、改めること。

②運営管理体制について

- ・組織体制の変更があったことにより、文書の決裁区分が不明確となっているため、内部規定を設けるなど、決裁区分を明確にすること。
- ・運営規程第及び、重要事項説明書の職種と員数が、現状と合うように改めること。

③書類の不備について

- ・業務日誌において、家族の迎えで退所されている利用者の減算送り欄にチェックがないものがあつた。給付費及び利用者負担の請求は正しく処理されていたが、正確な事務処理に努めること。
- ・一部の文書に記入漏れが散見された。書類の作成に当たっては正確を期すこと。

④ケアプラン等について

- ・居宅サービス計画書・サービス担当者会議録及び通所介護計画等に、認知症高齢者の日常生活自立度がⅠ以上で、認知症状があると分かるような記載がないため、認知症対応型通所介護の対象者として判断できない利用者がいた。認知症高齢者の日常生活自立度がⅠ以上であることが分かる内容を必ず明記すること。
- ・ケアプラン等の書類において、月日の記載漏れや、サービス担当者会議録に参加者名が記載されていないものがあつた。また、要介護認定期間、ケアプランの同意日及びケアプランの期間に整合性がとれていないものが見受けられた。ケアプラン作成にかかる基本的事項のため、記入後に再度内容の確認を行い、正しく記載すること。
- ・事前評価、アセスメント内容、ケアプランの長期・短期目標に整合性がないところがあつた。アセスメント結果を踏まえて長期・短期目標を立案すること。また、短期目標にサービス内容が記載されている箇所あるため、短期目標を設定すること。
- ・サービス担当者会議の参加者として記録されていない者の意見が記載されていた。内容が照会事項である場合は、その旨が判断できるように記載すること。また、検討項目は省略せず、具体的に記載すること。
- ・コロナ禍によって、利用者のストレスや周辺症状、感染症予防等は大きな課題になっていると思われるが、計画には記載されていなかった。介護職員が具体的な介護サービスの提供ができるよう、感染症への対応について計画に取り入れるなど、課題解決につながるよう努めること。

2. 令和2年度地域密着型サービス事業所集団指導について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料の配布のみ行う予定です。

3. 令和2年度指定の更新について

①愛の家グループホーム勝山荒土（認知症対応型共同生活介護）

指定期間 令和2年8月1日から令和8年7月31日

②悠悠いきいき倶楽部ちゃま（地域密着型通所介護）

指定期間 令和2年9月1日から令和8年8月31日